

宮城県認証食品認証要綱の廃止に伴う事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県認証食品認証要綱を廃止する告示（令和3年宮城県告示第578号）附則第3項の規定により、廃止前の宮城県認証食品認証要綱（平成17年宮城県告示第900号。以下「旧要綱」という。）第8条の2から第17条までの規定による事務を行う際の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(変更申請)

第2 旧要綱第6条の規定により認証を受けた者（以下「認証事業者」という。）のうち、認証事項を変更しようとする者は、旧要綱第8条の2の規定による宮城県認証食品認証事項変更申請書（以下「変更申請書」という。）に、次に掲げる変更事項につき、それぞれ掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 商品名及び内容量

変更申請に係る食品の商品見本、表示ラベル等

(2) 申請者の氏名又は名称及び所在地

① JAS法による認定工場の場合は、その証明書の写し

② 変更申請に係る食品の製造又は販売について法令等の規定による許可等を要する場合は、その許可等を受けたことを証明する書類の写し

③ 変更申請に係る食品の商品見本、表示ラベル等

(3) 製造所等の名称及び所在地

① 原材料証明書（様式1）又は原材料の出荷証明書（様式2）

② 食品成分分析等の品質検査結果票の写し（3か月以内に実施されたものに限る。）

③ JAS法による認定工場の場合は、その証明書の写し

④ 変更申請に係る食品の製造又は販売について法令等の規定による許可等を要する場合は、その許可等を受けたことを証明する書類の写し

⑤ 製造工程を明らかにした書類

(審査)

第3 知事は、旧要綱第8条の2の規定による変更申請書の提出があったときは、速やかに次の手順により審査するものとする。

(1) 変更申請書の書類審査

(2) 品質、品質管理及び施設整備等の現地調査

(3) その他審査に関し必要な審査

2 前項の審査において、改善が必要と認められる事項があった場合には、その改善を指示し、指示事項の完了を確認して審査を終えるものとする。

(実態調査項目)

第4 知事は、旧要綱第14条第3項の規定による実態調査及び検査を行うときは、次に掲げる方法により実施するものとする。

(1) 認証食品の製造、保管及び販売場所への立入調査

(2) 認証食品に係る原材料等の仕入状況の確認

(3) 製造工程、品質管理、認証マークの使用状況等の確認

(4) 認証食品の成分等表示内容に係る品質検査

(5) 市販されている認証食品の抽出検査

(改善指導)

第5 知事は、第4の結果について、必要に応じて改善指導書（様式3）により指摘するものとする。

2 認証事業者は、指摘された事項について速やかに改善し、改善措置報告書（様式4）

により報告しなければならない。

(認証マークの使用)

第6 旧要綱第10条第1項に規定する認証マークの使用は、次のとおりとする。

- (1) 認証マークを付するために要する経費は、認証事業者の負担とする。
- (2) 認証マークの使用方法は、認証食品の包装部分等に直接印刷する「印刷方式」と、認証マークを印刷したシールを認証食品に貼付する「シール方式」の2種類とする。
- (3) 認証事業者は、認証マークの使用状況を記録し、その帳簿等を認証マーク使用の日から3年間保管するものとする。

2 旧要綱第10条第2項の規定による届出(以下「使用届」という。)は、認証マーク使用届出書(様式5)によるものとする。

3 第6(1)の規定は使用届に係る認証マークの使用に準用する。

(報告)

第7 旧要綱第16条第1項に定める報告については、認証マーク使用実績等報告書(様式6)によるものとする。

2 旧要綱第16条第2項に定める報告については、宮城県認証食品行政処分等報告書(様式7)によるものとする。

附 則

1 この要領は、令和3年7月13日から施行する。

2 宮城県認証食品認証要領(平成17年8月5日施行)は、廃止する。